

# 青森県報

第三千七十六号

平成二十一年  
四月二十四日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

公印の調製及び廃止.....	(総務学事課).....	一
青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる危険器具の指定.....	(青少年男女共同参画課).....	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....	(水産振興課).....	二
基本測量の実施.....	(監理課).....	三
宅地建物取引業者の免許の取消し.....	(建築住宅課).....	三
右 同.....	(同).....	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....	(人事課).....	四
建設業者の許可の取消し.....	(三八地域局).....	四
右 同.....	(三八地域局).....	四
出先機関		
土地改良事業施行協議の適当の決定.....	(東青地局).....	五
土地改良区の役員の退任.....	(三八地局).....	五
土地改良区の定款変更の認可.....	(西北地局).....	五
公安委員会		
IC運転免許証導入機器等賃貸借契約に係る一般競争入札(会計課).....		五

## 告 示

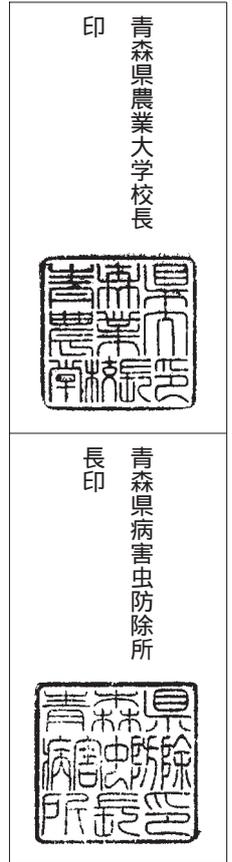
青森県告示第三百一号

平成二十一年三月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成二十一年四月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)第十一条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
青森県工業総合研究センター所長印(証明書交付事務専用) 	青森県工業総合研究センター所長印 
青森県立弘前高等技術専門校長印 	青森県立弘前高等技術専門校長印 
青森県障害者相談センター所長印 	青森県知事印(青森県障害者相談センター専用) 



青森県告示第百三十二号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条  
第一項第二号に該当する危険器具を次のとおり指定する。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	名 称	等
一	一般にバタフライナイフと称されている刃物（折りたたみ式の刃物であつて、さやが左右に分かれて開くことによつて開刃するもの）のうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの	
二	一般にサバイバルナイフと称されている刃物（刃物がかに固定された刃物であつて、みねの全部又は一部の形状がのこぎり状であるもの）のうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの	
三	一般にダガーナイフと称されている刃物（両刃の刃物であつて、刃体の形状がしのぎに対し左右均整であるもの）のうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの	
四	一般にエアガン又はエアソフトガンと称されている銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、次に掲げるもの）に基づき算出することにより測定した弾丸の運動エネルギー（単位は、ジュールとする。）の値が、当該弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面であつて当該弾丸の前端からの距離が〇・三センチメートル以内のものに係る面積（単位は、平方センチメートルとする。）のうち最大のものに〇・五を乗じた値以上となるもの	

間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値

二 弾丸の質量の測定値

青森県告示第百三十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
むつ市大畑町湊村一五九の四六 東 健 作	大畑町区域 大畑町漁業協同組合の地区	総トン数二十以上百トン未満の漁船により漁業を行う漁業
むつ市大畑町釣屋浜五 有限会社 ヤマチヨウ佐藤	うち甲の地区 むつ市大畑町八幡湯坂、湯坂下、孫次郎間、大畑道、二枚橋、釣屋浜、木野部、佐助川、赤川、涌館、高橋、川、小名村、小目家、下、奈良、ノ木平、添木及び袋石の地区	総トン数二十以上百トン未満の漁船により漁業を行う漁業
むつ市大畑町二枚橋五一の三〇 清 水	うち乙の地区	総トン数二十以上百トン未満の漁船により漁業を行う漁業
むつ市大畑町湯坂下一四の一〇 長 津 眞 一	うち甲の地区を除く	総トン数二十以上百トン未満の漁船により漁業を行う漁業
むつ市大畑町湊村一〇の一 千 賀 恵 三	野牛区域 野牛漁業協同組合の地区	総トン数二十以上百トン未満の漁船により漁業を行う漁業
むつ市大畑町湊村一〇の一 佐 藤 實	野牛区域 野牛漁業協同組合の地区	総トン数二十以上百トン未満の漁船により漁業を行う漁業
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 圓 子 忠代司	野牛区域 野牛漁業協同組合の地区	総トン数二十以上百トン未満の漁船により漁業を行う漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八六の五 三 國 隆 夫	野牛区域 野牛漁業協同組合の地区	総トン数二十以上百トン未満の漁船により漁業を行う漁業

東津軽郡外ヶ浜町字三既龍浜三八 工藤 忠 男	竜飛今別第五区域 竜飛今別の地区の協 同組合の地区の協 同組合の外ヶ浜町の うち、外ヶ浜町の 字三既尻神、字三 既板柳、字三既 鐵嶋、字三既宇 落、字三既源兵 衛間、字三既源兵 龍浜の区域	総トン数十ト ン以上二十ト ン未満の漁船に よる漁業及び 漁業の併
上北郡野辺地町字馬門道四〇の六 野澤 茂	野辺地町区域 野辺地町漁業協 同組合の地区	ほたてけた網漁 業及び小型定置 漁業
上北郡野辺地町字野辺地四七八 野辺地町漁業協同組合	深浦区域 深浦漁業協同組 合の地区	総トン数十ト ン未満の漁船に よる漁業であ り、かつ漁業 としていか つり漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三〇三の 山 本 幸 宏		
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢三四の 福 井 潤		

青森県告示第三百四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間  
平成二十一年五月十一日から平成二十二年二月二十六日まで
- 三 作業地域  
上北郡横浜町

青森県告示第三百五号

平成二十一年三月四日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できない旨の

公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社工藤不動産
- 二 代表者の氏名 工藤 和夫
- 三 主たる事務所の所在地 八戸市白銀三丁目二の二
- 四 免許証番号 青森県知事（四）第二六 八号

（教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

青森県告示第三百六号

平成二十一年三月四日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社イトピア
- 二 代表者の氏名 八木 昭彦
- 三 主たる事務所の所在地 青森市旭町一丁目六の一三

四 免許証番号 青森県知事(三)第二七四七号

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

人事給与トータルシステム維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECソフトウェア東北株式会社

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一 の三三

六 契約金額

五千三百八十六万五千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ワイエス株式会社

二 代表者の氏名 吉田 誠夫

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字廿三日町二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一三三三〇号

五 取消年月日 平成二十一年四月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 木立建設
- 二 氏名 木立 久雄
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市坂本四一〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六四九一号
- 五 取消年月日 平成二十一年四月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、蓬田村の行う阿弥陀川地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間

平成二十一年四月二十七日から同年五月二十八日まで

### 三 縦覧場所

蓬田村役場

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十四日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員別の区別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	柳沢慶次郎	三戸郡五戸町大字倉石又重字北向下モ二八	平成二〇二六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、屏風山土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十四日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

### 公 安 委 員 会

IC運転免許証導入機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十一年四月二十四日

青森県警察本部長 石川 威 一 郎

## 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

IC運転免許証導入機器等 一式

## 二 賃貸借期間

平成二十一年九月一日から平成二十六年八月三十一日（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

## 三 設置場所

入札説明書による。

## 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 平成十八年四月一日以降において、全国警察本部等との間に、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約を締結した（平成十八年三月三十一日以前に契約を締結し、継続して平成十八年四月一日以降も賃貸借している契約も含む）実績を有する者であること。

5 入札説明書により提出を義務付ける調書及び関係書類等を青森県警察本部に提出し、その内容が適正なもの。

## 五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二一一

## 2 入札書の提出期限

平成二十一年六月四日 午後四時

## 3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階会議室

平成二十一年六月五日 午前十時

## 六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

## 七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

## 九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち七か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十一年度の契約金額とする。ただし、平成二十一年度から平成二十五年年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を七で除して得た額とし、平成二十六年年度の契約金額は落札価格に五を乗じた額を七で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be Leased :

- (1) Complete set such as IC driver's license introduction equipment etc
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:  
4:00 p.m. June 4, 2009

3 Contact point for the notice:  
Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shimmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭